

三重県農業農村整備計画

～「魅力ある農業」と「活力ある農村」を未来へつなげるために～

(素案)

令和元年12月

目 次

第1章 計画策定の考え方

1 計画策定の目的	2
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画期間.....	3

第2章 三重県の農業・農村をめぐる情勢

1 農業・農村を取り巻く情勢の変化	5
2 三重県の農業・農村の現状と対応すべき課題	12

第3章 基本的な考え方

1 取組の展開に向けた見直し視点.....	17
2 農業農村整備がめざす農業および農村の将来の姿.....	19

第4章 整備方針と主要取組

1 農業生産性の向上	21
2 安全・安心な農村づくり	24
3 地域の特性を生かした農村振興	27
4 多面的機能の維持・発揮	30

第1章 計画策定の考え方

1 計画策定の目的

農業および農村は、安全で安心な食料を安定的に供給することに加えて、県土の保全、美しい農村景観の形成、伝統文化の継承など多面的機能の発揮を通じ、県民の暮らしの安定と向上に寄与する重要な役割を果たしており、これらの機能は健全な農業生産活動や農村地域に住む人びとのさまざまな活動により、維持・強化されてきました。三重県では、農業の持続的な発展と農村の振興を支える生産基盤を次世代に良好な形で継承するため、概ね 10 年後の農業農村整備のめざす方向を示し、その実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進する「三重県農業農村整備計画」（以下、「整備計画」という。）を平成 28 年 3 月に策定しました。

整備計画の策定以降、農地集積率の向上や農業用ため池、排水機場の整備により浸水被害が未然に防止されるなどの成果がありました。

しかしながら、人口減少や高齢化等の進行により食料の生産力や安定供給力の低下、TPP11 や日欧 EPA 等の発効によるグローバル化のさらなる進展、IoT やロボット、AI（人工知能）などの Society5.0 や SDGs の新たな潮流、国土強靱化等の防災減災対策の加速化など、農業および農村を取り巻く情勢は刻々と変化し続けています。

こうしたことから、三重県では、「幸福実感日本一」をめざして「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」（仮称）や、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」に基づく基本計画の見直しが行われています。

整備計画においても、これらの農業および農村を取り巻く情勢の変化に対応した基盤づくりを進めるために、「農業生産力の強化」「安心して暮らせる農村づくり」「地域資源を活用した魅力ある農村の振興」「活動組織の維持・発展」という視点のもと、見直しを行い、農業農村整備における将来のめざすべき姿を明らかにし、その実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進します。

2 計画の位置づけ

この計画は、三重県の戦略計画である「みえ県民力ビジョン」およびこれを推進するための中期戦略「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」（仮称）並びに「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」の目標を達成するための基本的な農業農村の整備計画です。

計画の目標達成に向けては、県、市町、土地改良事業団体連合会、土地改良区など関係者全てが三重県農業農村整備のめざす方向を共有し、連携・協働により行動することとしています。

3 計画期間

この計画は、令和 2 年度（2020 年度）を初年度とし、令和 11 年度（2029 年度）を目標年度とする 10 か年計画としています。農業および農村を取り巻く情勢の変化に的確に対応し、効果的かつ効率的な農業農村整備が実施できるよう、おおむね 5 年で見直す予定としています。

第2章 三重県の農業・農村を めぐる情勢

1 農業・農村を取り巻く情勢の変化

1 農業・農村を取り巻く環境の変化

(1) 人口減少・高齢化の進行、地方創生の取組の本格化

日本の人口は、平成 21 年をピークに減少に転じており、世代構成も高齢化していることから、今後、農業生産力や食料安定供給力、農村活力など、ますますの低下が予想されます。

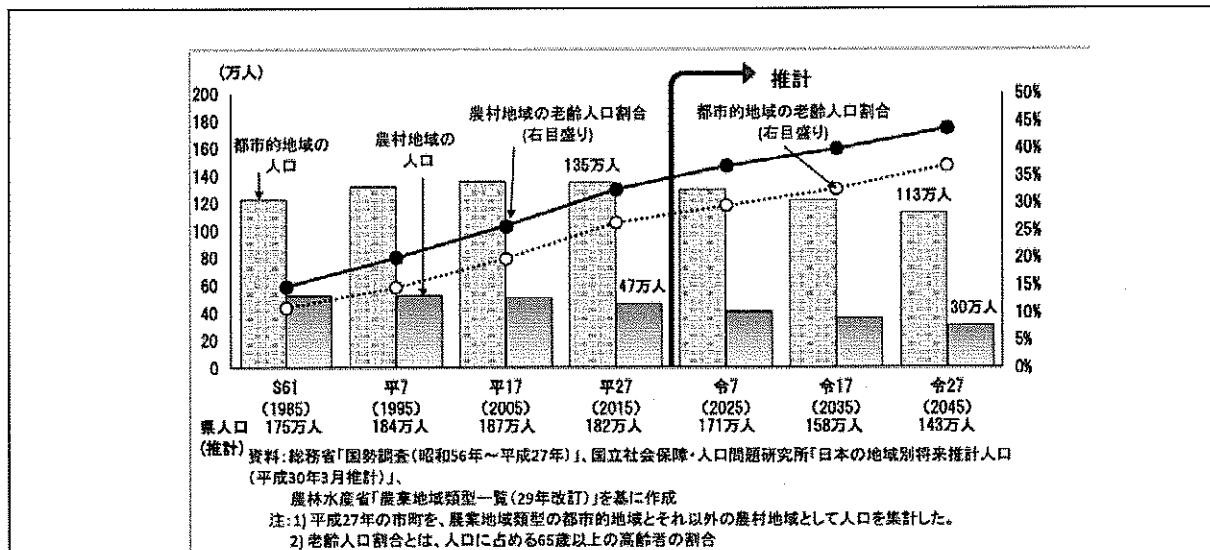
本県の人口も、平成 19 年の約 187 万 3 千人をピークに減少に転じ、平成 30 年 10 月 1 日現在の人口は 179 万 1 千人となっています。また、本県の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所が行った地域別将来推計（2018 年 3 月）によると、2045 年には 143 万人となり、2015 年から約 21% 減少すると予測されています。さらに、平成 30 年時点の 65 歳以上の老人人口割合は 29.4% となっており、2045 年には 38.3% まで増加すると予測されています。

特に、農村部においては、都市部に先駆けて人口減少と高齢化の進行が著しくなっており、その中でも中山間地域等では生産条件の不利性などから、高齢農業者のリタイア等により、営農活動の継続困難による耕作放棄地の発生、集落機能の低下などが懸念されています。

このような中、平成 26 年 11 月に施行された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、それぞれの地域が、少子高齢化に伴う人口減少への歯止めや東京圏への人口の一局集中の是正などに向け、創意工夫により、住みよい環境を確保して活力ある地域社会を構築する「地方創生」の取組を本格的に実施しているところです。

三重県でも、これまで、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口の自然減と社会減に対応する取組を進めており、特に、農業・農村の振興にあたっては、自然減対策として、農業で若者が安定した経済基盤を確保できるよう雇用対策に取り組むとともに、社会減対策として、農業による就業の場の創出や労働環境の整備など、定住につながる取組を進めています。

■県内の農村・都市における人口・高齢化の推移と見通し ■



(2) グローバル化のさらなる進展

世界中の国を対象とするWTO交渉が難航するなか、2国間や特定の国・地域間におけるEPAやFTAの締結が拡大しています。

日本では、現在、TPP11や日欧EPA等の17の協定が発効されています。また、日米貿易協定は発効の準備に入るとともに、RCEP（東アジア地域包括的経済連携）といった経済連携に向けた交渉も進められているところです。

TPP11や日欧EPAの発効により、年々、関税の減額、撤廃が進むにつれ、関係国からの農産物の輸入が徐々に増え、国産農産物の需要が減少する懸念があることから、国および県は必要となる施策をまとめた「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づいて、強い農林水産業の構築に向けた「体質強化対策」と我が国の農産物として重要な5品目（米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物）を生産する農業者等の「経営安定対策」を進めているところです。

(3) 国土強靭化等の防災・減災対策の加速化

日本の各地では、国土の地理的・地形的・気象的な条件から、地震、台風、豪雨などによる自然災害に繰り返しあってきました。また、高度経済成長期に整備された公共施設などのインフラが老朽化し、一斉に耐用年数を迎えるおそれがあります。

このような中、国の「国土強靭化基本計画」が平成30年に見直されました。その中で特に、農業農村整備においては、

- ・農山漁村における人命・財産の保護、二次被害の防止・軽減を図るため、農業水利施設の長寿命化等の推進、廃止も含めたため池の総合的な対策の推進、ハザードマップの作成・周知、ハード対策とソフト対策を組み合わせた防災・減災対策を関係機関が連携して強化する。
- ・地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による地域資源の保全管理を進めつつ、災害時には自立的な防災・復旧活動の機能を最大限活用できるよう体制整備を推進する。

などが掲げられています。

三重県でも、「三重県国土強靭化地域計画」を平成27年に定め、頻発・激甚化する自然災害や発生が予想されている南海トラフ地震等に備えて、国と県が一体となり、国土強靭化の取組を進めているところです。特に、農業・農村では、老朽化が著しい農業用ため池の耐震化や、下流への影響が大きいため池のハザードマップの作成を促進するとともに、老朽化した排水機場や頭首工の耐震対策および長寿命化に取り組んでいます。

また、豪雨による浸水や土砂災害、地震・津波などの大規模な自然災害から生命・財産を守るために、防災のための重要インフラ等の機能維持の観点から、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について、3年間で集中的に実施することとした「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」が平成30年12月に閣議決定されました。

三重県でも、この緊急対策に的確に対応し、ため池の堤体決壊時の下流地域への影響を考慮し優先度を設定するなど、集中的な整備を進めているところです。

(4) 「田園回帰」の広がり、訪日外国人旅行者の増加

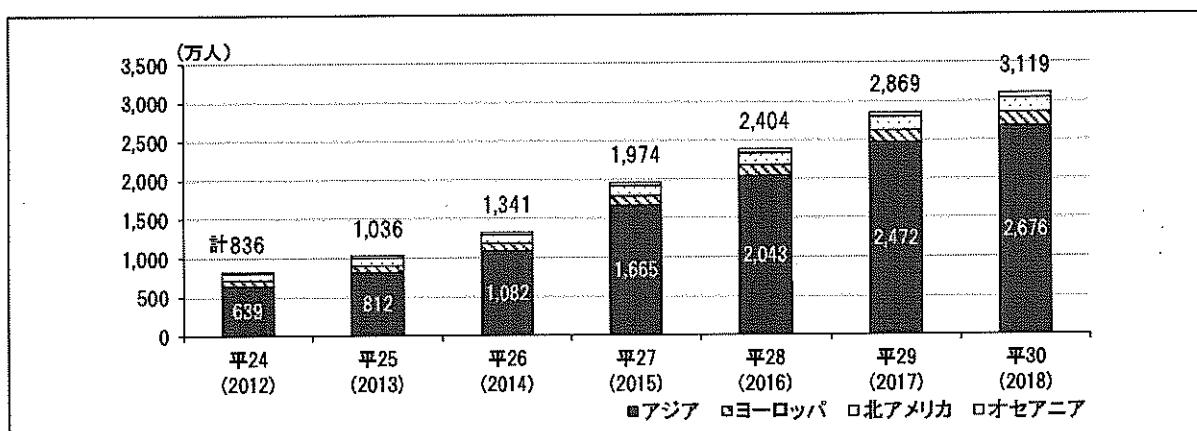
農村は美しい農村景観、豊かな生態系、農村固有の伝統文化等、都市にはない魅力的な地域資源を有しています。近年、都市部の住民に対して行った意識調査では、この魅力的な地域資源を有する農山漁村地域に移住したいと回答した割合は3割を超えており、この傾向は若年層で顕著であり、「田園回帰志向」が高まっています。このような人々には、移住後に趣味として農作業を楽しみたい人や、生業として農業に従事したいといった人、あるいは、農業以外を本業としつつ、無理のない範囲で農業を行いたい人もいます。農業ができる環境があることは、農村への移住・定住を進める上で大きな魅力となっています。

また、都市と農村の交流の推進は、都市住民の農業・農村への関心を高めるとともに、農村で暮らす人々にとっても、地域の魅力の再発見を促し、生きがいと活性化をもたらす大きな役割を果たしています。

さらに、訪日外国人については、政府によるインバウンドの拡大政策による効果で、2018年には3,119万人となっており、ますます増加する傾向にあります。農村部でもインバウンド需要を取り込むことで、さらなる農山漁村の所得向上と地域の活性化が期待されています。

■訪日外客数（地域別）の推移■

（資料：日本政府観光局）



(5) Society5.0 や SDGs 等の新たな潮流

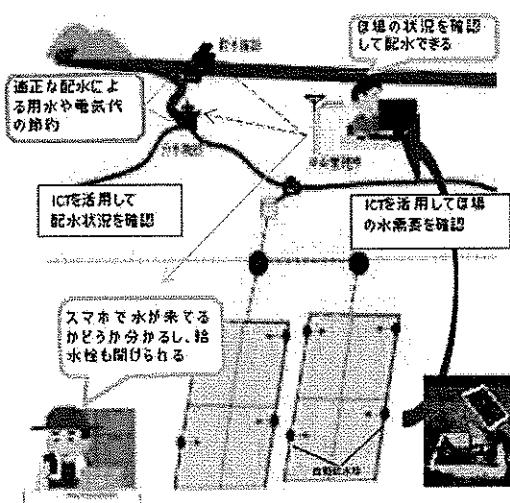
○Society5.0の実現に向けた動き

Society 5.0 は、狩猟社会 (Society 1.0)、農耕社会 (Society 2.0)、工業社会 (Society 3.0)、情報社会 (Society 4.0) に続く、新たな社会を目指すもので、国の「第5期科学技術基本計画」において、我が国がめざすべき未来社会の姿として提唱されました。

これまでの情報社会 (Society 4.0) では知識や情報が共有されず、分野横断的な連携が不十分であるという問題がありました。人が行う能力には限界があるため、あふれる情報から必要な情報を見つけて分析する作業の負担や、年齢や障害などによる労働や行動範囲に制約がありました。また、少子高齢化や地方の過疎化などの課題に対して様々な制約があり、十分に対応することが困難でした。Society 5.0 で実現する社会では、IoT (Internet of Things) で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難が克服されるとされています。また、AI (人工知能) により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題も克服していくことが期待されています。

農業分野においても、農業者の急激な減少による労働力不足、グローバルな食市場の急速な拡大などの課題に対応するため、生産性の向上や規模拡大、高度な農業経営などを実現する「スマート農業」の技術として、ロボット、AI、IoT、ドローン等の先端技術の実装が進められています。このようなスマート農業に対応するため、トラクターなどの自動走行農機等の導入・利用に適した整備の推進、農業用水の効率的な利用に向けたICT技術の活用等が期待されています。

■ICTを活用した水管理のイメージ



■情報ネットワーク環境の整備のイメージ



(資料：農林水産省)

○SDGsの動き

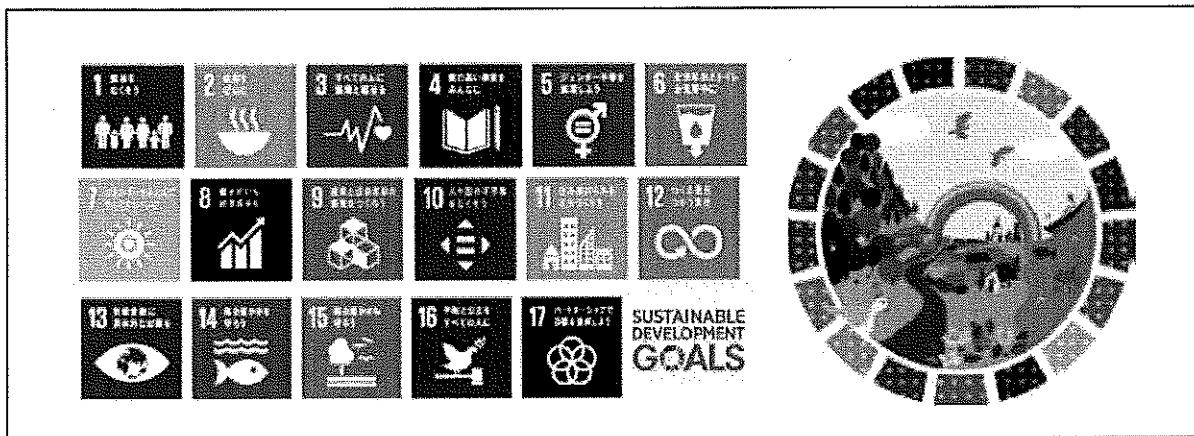
SDGsは、2015年9月の国連サミットで150を超える加盟国首脳の参加のもと、全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことです。

SDGsは、先進国・途上国すべての国を対象に、経済・社会・環境の3つの面でバランスがとれた社会を目指す世界共通の目標として、17のゴールとその課題ごとに設定された169のターゲット（達成基準）から構成されています。

貧困や飢餓から、環境問題、経済成長やジェンダー平等に至る広範な課題を網羅しており、豊かさを追求しながら地球環境を守り、そして「誰一人取り残さない」ことを強調し、人々が人間らしく暮らしていくための社会的基盤を2030年までに達成することが目標となっています。

農業農村整備は、経済の成長、食料の確保、農業用水確保のための農業水利施設の整備・維持管理、農村インフラ、農業・農村の活性化、再生可能エネルギーの活用や生物多様性の確保など、SDGsが設定するゴールに貢献しています。

■ SDGs の 17 のゴール



(資料：国際連合広報センター、農林水産省)

(6) 新たな国の農業政策

国では、農林水産業・地域が将来にわたって国の活力の源となり持続的に発展するための方策として、「農林水産業・地域の活力創造プラン」を平成 30 年 11 月に改訂し、農林水産業を産業として強くしていく政策（産業政策）と、国土保全といった多面的機能を發揮するための政策（地域政策）の両輪で施策を展開しています。

また、計画的かつ効果的に事業を進めていくため、「土地改良長期計画」が平成 28 年 8 月に改訂され、「豊かで競争力ある農業」「美しく活力ある農村」「強くてしなやかな農業・農村」の 3 つの政策課題に取り組んでいます。

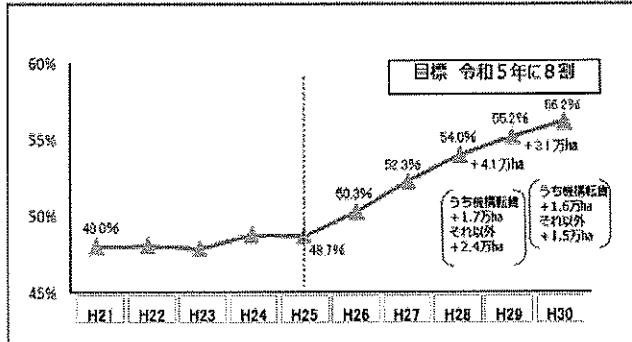
こうした国によるさまざまな施策により、本県においても、農業の成長産業化や農村の活性化に向けた取組を進めています。

① 農地中間管理機構の活用による農地の集積・集約化の促進

人口減少や高齢化が進行し、農業者の減少が進んでいる中、農業の生産性を高め、競争力を強化していくため、担い手への農地集積・集約化が必要となっています。農地の集積・集約化を進めるための仕組みとして、農地中間管理機構が平成 26 年に創設され、国は、令和 5 年までに全農地面積の 8 割が担い手に集積されるという目標を掲げています。平成 30 年度では担い手への農地利用面積は農地全体の 56.2% となっています。

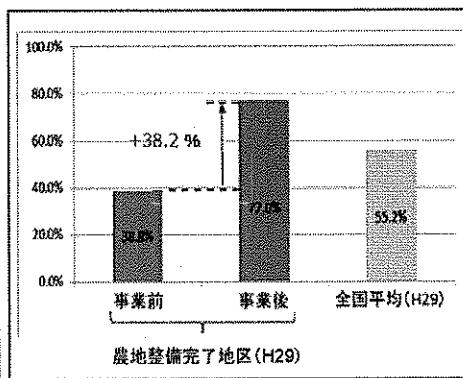
また、このような目標を達成するため、農業農村整備においても、農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者の申請・同意・費用負担を求めずに都道府県が農地整備を実施する「農地中間管理機構関連農地整備事業」が平成 30 (2018) 年度に創設されました。同事業では、整備後の農地の 8 割以上を担い手に集団化することとしており、生産性を高める農地整備を行うことで、担い手による収益性のある農業が一層進展することが期待されます。

■全耕地面積に占める担い手利用面積のシェア



(資料: 農林水産省　注: 農地中間管理機構以外によるものも含む)

■農地整備による担い手への農地集積率



資料: 平成29年度完了地区(70地区(30a程度区画57地区、大区画13地区)における実績及び農地中間管理機構の実績等に関する資料(平成29年度版(平成30年6月農林水産省))に基づき作成)

② 防災重点ため池の見直しおよび「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」の施行

平成30年7月に発生した西日本豪雨では、西日本を中心に広い範囲で記録的な大雨となつたことから、農業用ため池が決壊し、下流域の人命、財産におよぶ甚大な被害が発生しました。このような状況を踏まえて、国は、全国のため池の緊急点検を実施し、防災重点ため池の選定基準を見直しました。

また、農業用ため池の管理体制の強化を図るため、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」(以下ため池法)が令和元年7月に施行されました。ため池法では、農業用水の確保を図るとともに、農業用ため池の決壊による災害を防止するため、所有者等による届出を義務付け、適正管理の責務を明文化するとともに、防災上重要な農業用ため池を指定し、所有者が不明で適正な管理が困難な場合に市町村が管理権を取得できる制度の創設等の内容が盛り込まれています。

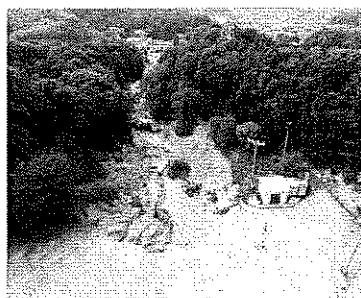
■平成30年7月豪雨ため池被災状況

広島県　乙池・大池・横池(重ね池)



下流側から撮影

勝負迫上池・勝負迫下池



上流側から撮影

(資料: 農林水産省)

③ 棚田地域振興法の施行

棚田地域における人口減少、高齢化の進行により、棚田が荒廃の危機に直面している背景を鑑み、棚田地域振興法が令和元年8月に施行されました。この法律では、棚田地域の持続的発展および国民生活の安定向上に寄与することを目的としています。本法施行により、貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面にわたる機能の維持増進を図ることが期待されます。

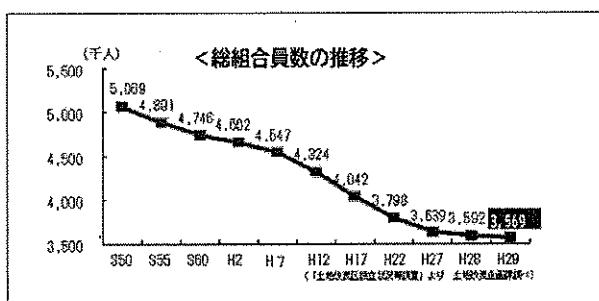
④ 土地改良区の体制強化

土地改良区は農業水利施設の新設・変更、農地の整備等工事を伴う事業や維持管理を行っており、今日に至るまで日本の農業を支える重要な役割を果たしています。一方、農家の減少、高齢化、大規模農家の台頭、土地持ち非農家の増加により、土地改良区の組織体制がせい弱化し、土地改良施設の管理や更新等に支障が生じつつあります。

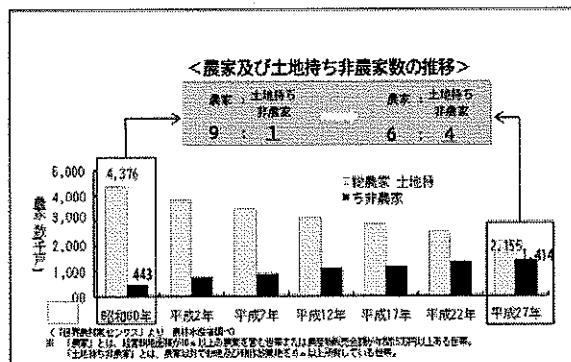
こうした中、土地改良法が平成31年4月に一部改正され、土地改良区の組合員資格の拡大、総代会および土地改良区連合の設立に係る要件の緩和等の措置が講じられました。

このような新たな仕組みの定着により、土地改良区の体制強化が期待されています。

■ 土地改良区の総組合員数の推移



■ 農家及び土地持ち非農家数の推移



2 三重県の農業・農村の現状と対応すべき課題

(1) 農業の生産性

<現状>

農業経営体の現状としては、販売農家数は年々減少しており、平成27年までの直近10年間で約30%減少しています。農業就業人口は、平成27年までの直近10年間で約40%減少し、平成27年には65歳以上が75%を占め、高齢化が進んでいます。

また、認定農業者など意欲と経営感覚に優れた経営体である扱い手は、平成21年までは増加傾向にありましたが、近年は、高齢等の理由により、認定農業者が再認定を受けないケースも増えており、その数に大きな増減はない状況です。

平成30年度に行った認定農業者に対する経営状況調査では、認定農業者1件あたりの年間農業所得は770万円となっているものの、このうち3分の2の認定農業者が500万円未満となっています。

三重県における扱い手への農地集積は、ほ場整備が実施された農地を中心に増加傾向にありますが、その集積率は37.9%（平成30年度末）となっています。

<課題>

扱い手の経営安定に向け、営農の高度化・効率化を図るため、生産基盤の整備を計画的に進めることが求められる中、地域における人口減少や高齢化、他産業との労働力確保に向けた競争の激化により、労働力の確保が急務であるとともに、農業の生産性を向上させるため、農業者の労働の効率化を図る必要があります。

また、農業者の労働の大きな負担となっている水管理労力を軽減するとともに、意欲ある扱い手への農地利用集積や地域の実情に即した営農しやすい環境づくりのため、パイプライン化による水管理や維持管理の省力化を引き続き推進していく必要があります。さらに、営農形態の変化に対応した水管理の高度化等を図っていく必要があります。

労働の効率化に加えて、経営規模の拡大や扱い手への農地集積による生産性の向上を図るために、ほ場の区画拡大を進めるとともに、排水条件等を改善し高収益作物の導入など、水田を有効活用していくことが必要です。

(2) 農村の防災減災

<現状>

三重県では3,000か所を超える農業用ため池があり、そのうち特に下流に影響を及ぼす防災重点ため池は、国の選定基準見直しにより544か所から1647か所に大幅に増加しています。

一方で、農業用ため池は江戸時代に築造された施設が多く、権利関係が不明確で複雑であり、所有者が不明、なおかつ管理者が不在の場合に適切な管理が困難となっており、さらに離農や高齢化により、利用者を主体とする管理組織がせい弱化しています。

また、排水機場は県内で139か所あり、その多くは標準耐用年数を超過し、老朽化に伴う機能低下を招いています。平成30年度末には、このうち107か所（全体の77%）が標準耐用年数を超え更新時期を迎えていました。

三重県ではこれまで農業農村整備事業により2,000地区を超える農業生産基盤の整備が行われ、農業および農村の発展に寄与してきました。しかしながら、過去に整備した施設のうち、標準耐用年数が超過した施設の多くは老朽化が進み、施設の維持管理にかかるコストが増加しています。

また、管理者の主体である土地改良区の組合員数や職員数が減少しており、農業用施設の維持管理体制がせい弱化しています。さらには、農地集積の進展や組合員の高齢化による離農に伴い、末端の農業用施設の維持管理にも支障が生じつつあります。

<課題>

農業用ため池については、下流への甚大な被害が想定される防災重点ため池が大幅に増加し、早急に補強対策が求められていますが、その対策には多くの時間と費用が必要です。

このため、ハード対策と併せて、ハザードマップを活用した地域の防災意識の向上に向けた啓発活動や防災体制の構築などのソフト対策を進め、被害の軽減を図ることが重要です。

また、離農や高齢化が進行する中、農村に住む人々の安全・安心な生活を確保するため、大規模災害が発生した場合に備えて、日常の適切な保全管理を行う必要があります。ため池の保全管理を適切に行うためには、施設の所有者、管理者、行政機関の役割分担を明らかにし、農業用ため池の管理を支援する体制の構築などにより管理体制の強化が必要です。

排水機場においては、多くの施設が更新時期を迎える中、老朽化により低下した機能の回復を図るため、施設の計画的な更新や長寿命化、耐震対策を行う必要があります。

農業者が安全で安心して農業に従事できる農業生産基盤を維持していくためには、それぞれの施設機能の監視・診断を行いながら、劣化の状況に応じた適切な補修・更新等を実施して、施設の機能確保を図ることが必要です。

また、高齢化や担い手への集積などにより、農地、農業用施設の維持管理の負担が増大している中、維持管理省力化に向けた取組が急務であり、限られた人員で維持管理を行っていくためには、効率的な補修・補強・更新を一層推進することが重要です。

(3) 農村の振興

<現状>

農村は食料供給や生活の場であり、特色ある農産品を生産することで、農村地域の経済を支えてきましたが、人口減少、後継者不足によりその活力が低迷しています。さらに基幹産業である農林業の低迷や魅力ある就労の場が不足するとともに、農村地域へのアクセス道路や営農飲雑用水施設の整備などの生活環境整備が立ち遅れています。特に、中山間地域については、傾斜地が多くほ場が狭く不整形など、農業生産条件が不利なことから生産性が低い現状に加え、集落によっては、人口減少や高齢化の急速な進行、耕作放棄地の増加などにより、集落としての機能を維持することが困難な状況となっています。

<課題>

農業生産基盤や農村生活環境整備が立ち遅れている集落の機能を維持するため、多様な地域資源を最大限に活用して地域の自給力を高め、持続的な農村の振興を図るとともに、住民が誇りを持つことのできる活力に満ちた農村社会の実現を図ることが重要です。

持続的な農村の振興を図るためにには、農業の生産条件が不利な中山間地域等の実状を踏まえ、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤と農村生活環境の整備を総合的に進め、生産の維持と生活環境の改善を図ることが重要です。

活力ある農村の振興を図るためにには、豊かな地域資源を活用した商品の開発など、自ら生産した農産物に付加価値を付けて販売する6次産業化につなげる取組や、地域の風土・伝統文化を結び付けた特産品による地域全体のブランド化を図る取組などにより、農村の所得向上と地域の活力を向上させることが必要です。

(4) 農業・農村における多面的機能

<現状>

農業・農村の有する多面的機能は、農業生産活動とともに、地域の共同活動により支えられてきましたが、多面的機能の維持・発揮に支障が生じつつあることから、国の交付金を活用し、多面的機能支払の取組拡大に向けた普及啓発に取り組んできたところ、平成30年度の取組面積は28,367haとなり、三重県全体の農用地の約半分において取り組まれています。

しかしながら、農家の減少や高齢化に伴う集落機能の低下、土地持ち非農家の増加等による担い手への農地・農業用施設の維持管理に対する負担増大により、農業の生産基盤の機能維持に支障が生じつつあり、将来に向けて継承していくことが困難となっています。

また、農家の減少や高齢化等により、小規模な活動組織では共同活動の継続が困難となっています。

<課題>

将来にわたって、農業および農村の有する多面的機能を維持・発揮するために、農業者や地域住民等が取り組む生産基盤等の地域資源の基礎的保全活動、良好な農村環境の保全および地域資源の質的向上を図る共同活動等への支援をさらに広げていく必要があります。

生産基盤を将来にわたって適切に維持・保全していくためには、農業者だけでなく地域内外のさまざまな主体の参画を促す取組を引き続き進める必要があります。

将来にわたって共同活動を継続していくために、地域が連携し地域づくりに有効な人材を確保するとともに、共同活動を行う人手が不足している小規模な組織では、各組織が連携して人材や知識・経験を提供しあうことが重要です。

第3章 基本的な考え方

1 取組の展開に向けた見直し視点

整備計画策定以降、基盤整備を契機とした農地集積率の向上や自然災害による被害防止面積が増加するなどの成果がありました。しかしながら、TPP11 や日欧 EPA の発効によるグローバル化のさらなる進展や「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」の施行など、農業及び農村を取り巻く情勢は変化し続けています。

そこで、農業、農村を取り巻く情勢の変化に的確に対応するため、次の 4 点を見直しの視点として、整備計画を見直します。

- 見直しの視点① 農業生産力の強化に向けた新たな展開
- 見直しの視点② 安心して暮らせる農村づくりに向けた新たな展開
- 見直しの視点③ 地域資源を活用した魅力ある農村の振興に向けた新たな展開
- 見直しの視点④ 活動組織の維持・発展に向けた新たな展開

見直し視点1 農業生産力の強化に向けた新たな展開

人口減少や高齢化が進行し、農業者も減少している中、農業の生産力を強化するためには、農業者の労働の効率化を図ることが必要です。

そのため、それぞれの地域の農業経営や環境に応じた生産基盤の整備に加え、ICT を活用した省力・高品質生産に応じた生産基盤の整備の実現を目指します。

また、地域の農業を支える担い手の育成・確保も重要となっています。

そのため、県、市町、土地改良区等や農業者が地域の特性を考慮して話し合いを行い、地域の農業および農村の将来像を明らかにしたうえで、担い手への農地集積を目指します。

見直し視点2 安心して暮らせる農村づくりに向けた新たな展開

頻発・激甚化する自然災害に備えるため、既存施設の老朽度等の調査結果を踏まえつつ、農業生産に果たす役割や県民の生活への影響も考慮し、優先度を設定したうえで、安心して暮らせる農村づくりに向けた整備が必要です。

また、離農や高齢化により農業用施設の利用者を主体とした管理組織が脆弱化している中、安全・安心な農村づくりを進めるためには、農業用施設の適切な保全管理を行うことが必要です。

そのため、農業用施設の耐震対策および長寿命化に取り組むとともに、農業用施設のメンテナンスといった技術や知識の継承による管理組織の強化を目指します。

見直し視点3 地域資源を活用した魅力ある農村の振興に向けた新たな展開

農村地域の人口減少、高齢化の進行により、農村集落の機能を維持していくことが困難な状況となっている中、活力ある持続的な農村の振興を図るためには、豊富な地域資源を活用し、農村の所得向上や地域の活力を向上させることが必要です。

そのため、地域のニーズを生かした生産基盤や生活環境の整備に加え、豊かな資源を生かした活性化対策を目指します。

見直し視点4 活動組織の維持・発展に向けた新たな展開

農村地域の人口減少、高齢化の進行により、活動組織では共同活動の継続が困難になりつつある中、共同活動の人手不足を補うには、地域づくりに有効な人材を確保することが必要です。

そのため、同じ問題を抱える活動組織が連携して、各組織から人材や知識・経験を提供しあい、活動組織の維持・発展を図ることにより、農業及び農村の有する多面的機能の維持・発揮を目指します。

2 農業農村整備がめざす農業および農村の将来の姿

農業および農村を取り巻く情勢の変化を踏まえた農業の生産基盤づくりを進め、次世代に良好な形で継承するためには、「農業を足腰の強い産業としていくための政策（産業政策）」と「農業および農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための政策（地域政策）」を車の両輪としつつ、地域の特性を生かした農業農村整備を計画・実施することが重要です。

こうしたことを踏まえ、本整備計画では、三重県の農業農村整備がめざす農業および農村の将来の姿を定めて、その実現に向け、効果的・効率的に取り組んでいきます。

① 農地集積の促進と生産基盤の更なる機能向上により、収益性の高い農業が展開されている姿

- ・スマート農業に適した農地の機能向上や農業用水路のパイプライン化等が総合的に実施され、生産性の高い農業が展開されています。
- ・農業の生産基盤の整備に併せて、担い手への農地の集積・集約化が進み、担い手の経営規模が拡大しています。

② 地域の特性を踏まえた総合的な防災減災対策により、安全・安心な農村生活が営まれている姿

- ・ハードとソフトを組み合わせた防災減災対策がより一層進み、災害に強い安全・安心な農村が形成されています。
- ・老朽化した農業用ため池の改修や排水機場の機能の維持保全などが図られ、農業者が安心して営農できる環境が整っています。
- ・管理組織において、農業用施設の適切な保全管理が展開されています。

③ 地域特性や資源を生かした取組が展開され、農村の活力が維持・強化されている姿

- ・中山間地域等において、農業の生産基盤や農村の生活環境基盤等が総合的に整備されるとともに、加工施設や直販施設などの地域活性化施設が整備され、農業の持続性が確保されるとともに、農村の快適性や利便性が高まっています。
- ・農村地域において、都市農村交流や地域資源を活用した経済活動等の取組の進展を通して、農村の活力が向上しています。

④ 地域の共同活動等が活発に行われ、農業および農村の有する多面的機能が持続的に発揮されている姿

- ・地域内外の多様な人材による地域資源の維持・保全や環境保全活動等を通じて、農業および農村の有する多面的機能が十分に発揮されています。
- ・農業生産活動の継続とともに、地域資源の維持・保全活動を行う体制が整い、農業の生産基盤が適切に維持管理されています。

第4章 整備方針と主要取組

農業生産性の向上

目的と目指すべき方向

扱い手への農地の集積・集約化を進めるため、スマート農業に適した農業用水路のパイプライン化およびほ場整備等の生産基盤の整備とともに、優良農地の確保に取り組みます。

達成目標

目標項目	目標指標	目標値		
		現状値 令和元年度	中間目標値 令和 6 年度	目標値 令和 11 年度
基本目標 基盤整備を契機とした農地の扱い手への集積率	集積率			

※目標項目「基盤整備を契機とした農地の扱い手への集積率」とは、農地集積の目標を掲げて基盤整備を実施した地区および計画期間内に地元合意が形成され基盤整備に着手する予定の農地のうち、扱い手への集積が図られた農地面積 (ha) の割合

現状と課題

◆ 農業用水路のパイプライン化などによる水管理の省力化

県全体のパイプライン化は、要パイプライン化整備面積 21,500ha に対して、平成 30 年度末までに水田を中心に 6,752ha が完了し、その整備率は 31.4% となっています。

開水路でかつ多くの給水口を有する従来型の給水システムは、扱い手の規模拡大や生産性向上の制約要因となっており、扱い手の水管理労力の軽減や適切かつ合理的な水配分を実現することが必要です。

◆ 優良農地の維持・保全と機能向上

県全体のほ場整備は、要整備面積 43,000ha に対して、平成 30 年度末までに 36,168ha が完了し、その整備率は 84.1% となっています。これらの農地は、優良農地として生産性の高い農業の展開に寄与しています。

効率的かつ安定的な農業経営を確保していくためには、生産コスト低減や高収益作物の導入に向けた農地整備が必要です。

◆ 農地面積の確保

県全体の優良農地面積は、56,258ha(H19)から 52,497ha(H29)と徐々に減少していく傾向にあります。

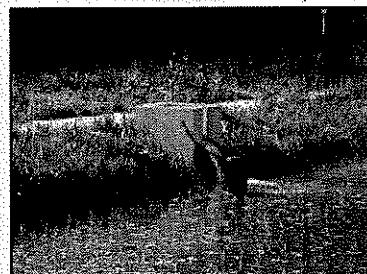
その要因は、他用途用地（住宅用地や工場用地など）の需要拡大や耕作放棄地の増加によるものです。

こうした農地の減少傾向に歯止めをかけるためには、農地制度の適正運用と耕作放棄地対策を進めることができます。

取組内容

農業用水路のパイプライン化・水管理のICT化

- 水管理・維持管理労力の軽減を図るため、老朽化した開水路のパイプライン化及び給水の自動化をさらに進めます。
- 水管理労力の大幅な削減を図るため、スマートフォン等による給排水の遠隔操作などICTを用いた水管理省力化技術の導入を推進します。



自動給水栓

農地の大区画化・汎用化

- 担い手が利用しやすい農地環境を整えるため、農地中間管理機構とも連携しながら、農地の大区画化や排水改良を進めます。
- 超省力・大規模生産を実現するため、自動走行農機等の導入・利用に向けた農地整備を進めます。



整備前



整備後

優良農地の確保と効率化の推進

- 優良農地の確保と地域開発需要とのバランスを適切に保ちながら、農業振興地域制度や農地転用許可制度の適正な運用により、優良農地を維持・保全していきます。また、農地転用許可権限の市町村への移譲（指定市町村制度）につきましても制度の定着化や移譲推進を進めています。
- 担い手のニーズに合わせ、広域的に活動、営農しやすい農地を確保するには、無計画な土地利用が行われないように農地制度の適正な運用に努めています。また、担い手が将来的にIoTを活用した営農活動が行えるように、スマート農業に対応した農業用施設及び農地の将来像をイメージしながら公共事業などによる「より効率的な農地化」を推進していく必要があります。これを推し進めることにより、耕作放棄地の発生を抑制し優良農地を確保しています。

進捗状況

	目標項目	目標指標	目標値		
			現状値 令和元年度	中間目標値 令和 6 年度	目標値 令和 11 年度
基本事業	効率的な営農の実現に向けた水管理や維持管理の省力化	パイプライン化進捗率			
	生産性の高い農業を目指した農地整備（区画整理）	ほ場整備率			

※目標項目「効率的な営農の実現に向けた水管理や維持管理の省力化」とは、農地集積の目標を掲げて基盤整備を実施した地区および計画期間内に地元合意が形成され基盤整備に着手する予定の地区的農地面積のうち、農業用水路のパイプライン化を実施した面積 (ha) の割合。

目標項目「生産性の高い農業を目指した農地整備（区画整理）」とは、農地集積の目標を掲げて基盤整備を実施した地区および計画期間内に地元合意が形成され基盤整備に着手する予定の地区的農地面積のうち、区画整理を実施した面積 (ha) の割合。

安全・安心な農村づくり

目的と目指すべき方向

農村の安全・安心を確保するため、農業用ため池や排水機場等の耐震対策および長寿命化に取り組むとともに、ため池の管理体制の強化に取り組みます。

達成目標

目標項目	目標指標	目標値		
		現状値 令和元年度	中間目標値 令和 6 年度	目標値 令和 11 年度
基本目標 ため池および排水機場の整備により被害が未然に防止される面積	被害防止面積			

※目標項目「ため池および排水機場の整備により被害が未然に防止される面積」とは、耐震対策および長寿命化の緊急性が高い農業用ため池および排水機場の被害想定面積のうち、それらの整備が進められることにより、被害が未然に防止される面積。

現状と課題

◆ 防災重点ため池の耐震対策および豪雨対策

県内の防災重点ため池は、平成 30 年 7 月豪雨等を踏まえ、国が示す選定基準により見直した結果、大幅に増加しました。

大型化する台風等の襲来によりため池に被害が多く生じるなか、対策が必要なため池が増加し、整備を進めていくには、多くの時間と費用が必要です。

このため、防災重点ため池の耐震調査の結果に基づいた危険度や、堤体決壊時の下流地域への影響を考慮して優先度を設定するなど、効果的な耐震対策を進める必要があります。

農業用ため池は、江戸時代以前に築造された施設が多く、権利者の世代交代が進み、権利関係が不明確かつ複雑になっている場合が多くなっています。

あわせて、利用者等の離農、高齢化などにより管理組織が弱体化し、日常の維持管理が適正に行われないおそれがあることから、管理体制の強化を図る必要があります。

◆ 排水機場の耐震・長寿命化対策

洪水時の湛水被害を防ぐ排水機場の多くは標準耐用年数を超過し、老朽化に伴う機能低下を招いているため、近年、頻発・激甚化する豪雨等により農地はもとより宅地、公共施設等の農村地域に甚大な被害を及ぼすおそれがあります。

◆ストックマネジメントの推進

県内には、これまでに県営事業により造成した頭首工や排水機場などの基幹的な農業水利施設が288施設あり、そのうち、施設の標準耐用年数を超えるものが平成30年度末で全体の75.0%の216施設あります。

施設の老朽化の進展に伴い、突発事故等のリスクや維持管理にかかるコストが増加しています。

農業者が、安全で安心して農業に従事できる農業生産基盤を維持していくためには、老朽化に伴い増加する修繕費用や将来の更新費用等のライフサイクルコストを考慮したうえで、施設の長寿命化を図る必要があります。

取組内容

防災重点ため池の耐震対策および豪雨対策

- ハード対策

堤高、貯水量、受益状況、下流の状況から、決壊した場合の影響度を算定し、詳細調査の結果(耐震性、豪雨性能の有無等)や地元の合意形成状況から対策が必要なため池の優先度を設定し、地域状況に応じた耐震対策を効果的に進めます。

- ソフト対策

住民の皆さんの主体的な避難につながるよう、関係する全ての市町と連携して、「ため池ハザードマップ」を活用した防災訓練の実施を促進していきます。

ため池マップなどにより管理体制の強化を促進していきます。



堤体工（前刃金工法）

排水機場の耐震・長寿命化対策

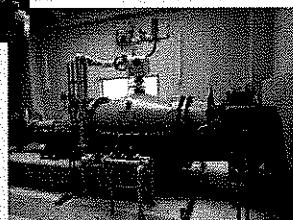
- ハード対策

耐震調査や機能診断の結果を踏まえ、防護流域への影響度合を考慮して優先度を設定するなど、効果的な耐震・長寿命化対策を進めます。



- ソフト対策

管理者である市町や関係団体と連携して、連絡・警戒体制の確保や台風の接近に備えたゴミの除去等の点検・試運転の徹底など管理体制の充実強化に努めます。

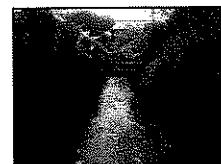


(排水機場の更新)

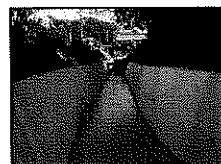
老朽化した農業水利施設の機能保全対策

- ・農業水利施設の機能の安定的な発揮に向けて、適切な維持管理を促進するとともに、施設の機能診断とその結果に基づく機能保全計画の策定を進めます。
- ・機能保全計画や施設の監視結果に基づく補修・補強等の機能保全対策工事を計画的に進めます。

開水路

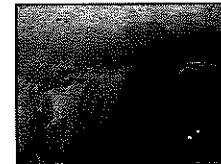


対策工事実施前

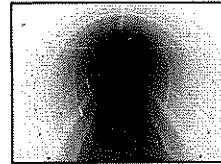


対策工事実施後

水路トンネル



対策工事実施前



対策工事実施後

進捗状況

事業種別	目標項目	目標指標	目標値		
			現状値	中間目標値	目標値
			令和元年度	令和6年度	令和11年度
基本事業	農業用ため池の決壊を防止する耐震対策	対策済ため池の数			
	排水機場の耐震対策および長寿命化	整備済排水機場の数			

※目標項目「農業用ため池の決壊を防止する耐震対策」とは、老朽化した農業用ため池の耐震対策を実施した農業用ため池の数。

目標項目「排水機場の耐震対策および長寿命化」とは、排水機場の耐震対策および長寿命化を実施した排水機場の数。

地域の特性を生かした農村振興

目的と目指すべき方向

活力ある持続的な農村の振興を図るため、生産基盤や生活環境の整備を進めるとともに、豊かな地域資源を生かした加工施設・直売施設等の地域活性化施設の整備を支援します。

達成目標

目標項目	目標指標	目標値		
		現状値 令和元年度	中間目標値 令和6年度	目標値 令和11年度
基本目標 中山間地域等の生産基盤や生活環境の整備をした集落の割合	集落率			

※目標項目「中山間地域等の生産基盤や生活環境の整備をした集落の割合」とは、計画期間内に、生産基盤（農業用排水施設、農道、ほ場整備、農地防災等）や生活環境（集落道、集落排水、集落防災安全施設、活性化施設等）を整備済みおよび整備予定の集落のうち、整備を実施した中山間地域等の集落数の割合。

現状と課題

◆ 中山間地域等の生産基盤について

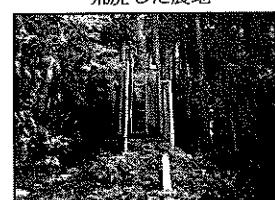
中山間地域等は、農地が急傾斜で面積が狭小など、農業生産条件の不利を抱えており、担い手不足が深刻化しています。基幹産業である農業の振興を図るために、営農条件の改善が必要となっています。



荒廃した農地

◆ 中山間地域等の生活環境について

中山間地域等では、生活環境整備の立ち後れにより、持続的な集落の維持が困難な状況となっています。このため、早急に生活環境を改善する対策が必要となっています。



未整備な水道施設

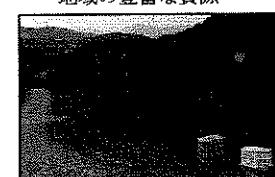
◆ 農村の交流・活性化について

農村地域では、高齢化や人口減少、担い手不足等、集落機能の維持が厳しい状況に置かれています。

農山漁村に人が住み続けるためには、農村の活力の向上が必要であり、豊富な地域資源を活かした活性化施設等の働く場所の確保が喫緊の課題となっています。



地域の豊富な資源



地域の豊富な資源

取組内容

中山間地域等の生産基盤の整備

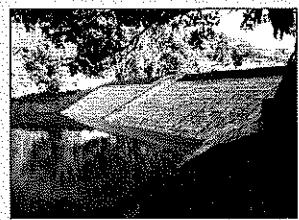
- 中山間地域等の条件不利を解消するため、地域の特性を最大限に生かした「ほ場整備」・「用排水路」・「防災施設」などの生産基盤の整備を推進します。



ほ場整備



用水路整備



防災施設整備

中山間地域等の生活環境の整備

- 生活環境を改善するため、営農飲雑用水施設や集落排水施設等の生活環境の整備を推進します。



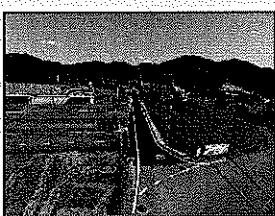
営農飲雑用水施設



集落排水施設

農村の交流・活性化を促す基盤整備

- 地域の活性化を促すため、農道や集落道の整備、地域の豊富な資源を活用した加工施設や直売所等の活性化施設の整備を支援します。



農道



加工施設



直売施設

進捗状況

事業種別	目標項目	目標指標	目標値		
			現状値	中間目標値	目標値
			令和元年度	令和 6 年度	令和 11 年度
基本事業	中山間地域等の生産基盤の整備数	整備済施設数			
	中山間地域等の生活環境および活性化施設の整備数	整備済施設数			

※目標項目「中山間地域等の生産基盤の整備数」とは、中山間地域総合整備事業等で実施する農業用用排水施設、農地防災等の農業生産基盤として整備する施設数。

目標項目「中山間地域等の生活環境および活性化施設の整備数」とは、農村地域へのアクセスを促すための農道・集落道路等の生活環境整備の施設数、および農村地域の活性化を図るための加工施設や直売施設等の施設数。

多面的機能の維持・発揮

目的と目指すべき方向

農業および農村の多面的機能の維持・発揮のため、様々な人材と連携し地域の共同活動や営農活動を支援するとともに、活動組織の共同活動を持続的に行うため、組織力の強化に取り組みます。

達成目標

基本目標	目標項目	目標指標	目標値		
			現状値 令和元年度	中間目標値 令和 6 年度	目標値 令和 11 年度
	多面的機能維持・発揮のための地域活動を行う農業集落率	集落率			

※目標項目「多面的機能維持・発揮のための地域活動」とは、農林業センサスにおける農業集落のうち、農業および農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るために地域活動に取り組む集落の割合。

現状と課題

◆ 多面的機能支払制度の活動組織の状況

近年の農村地域の人口減少、高齢化により、地域の共同活動の人手が不足するなど共同活動の継続が徐々に困難な状況になってきています。

地域資源の適切な保全管理を推進し、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるために、人材を確保することが必要です。



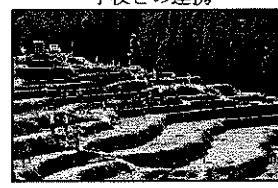
水路の清掃



子供たちの参加



学校との連携



中山間地域の保全

◆ 中山間地域等直接支払制度の協定集落の状況

農業の生産条件が不利な中山間地域等では、高齢化や人口減少が著しく、農業や集落の維持が懸念される状況になっています。

中山間地域等においても、将来にわたって地域資源を持続的に利用して農業を営むためには、農業生産活動を継続させることが必要です。

取組内容

多面的機能支払制度の活動組織への支援

- 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農地、農業用水路、農道等の資源や景観の保全、農村文化の伝承など、農業者等による共同活動を支援します。
- 農業・農村の有する多面的機能を支える共同活動の持続的発展に向け、地域内外の多様な人材の共同活動への参画を促すとともに、一集落だけでなく集落間連携など組織の広域化を促進し、活動組織の強化に取り組みます。

中山間地域等直接支払制度の協定集落への支援

- 中山間地域等の農地の耕作放棄を未然に防止し、適切な農業生産活動が持続的に行われるよう、協定集落の活動に対して、生産条件に関する不利を補正するための支援を行います。
- 協定活動継続のために、協定の広域化による事務負担の軽減や、多様な人材の活用による活動負担の軽減を図っていきます。

進捗状況

事業種別	目標項目	目標指標	目標値		
			現状値	中間目標値	目標値
			令和元年度	令和 6 年度	令和 11 年度
基本事業	多面的機能支払制度を活用する組織が取り組む区域	活動 増加面積			
	中山間地域等直接支払制度を活用する協定集落が取り組む区域	協定 増加面積			

※目標項目「多面的機能支払制度を活用する組織が取り組む区域」とは、農林業センサスにおける経営耕地面積のうち、多面的機能支払事業に取り組む認定農用地面積の割合。

目標項目「中山間地域等直接支払制度を活用する協定集落が取り組む区域」とは、中山間地域等直接支払事業該当農用地面積調査(H12 調査)による可能面積のうち、中山間地域等直接支払事業に取り組む協定面積の割合。